

平成30年11月定例会 県土整備委員会（付託）

平成30年12月13日（木）

〔委員会の概要 県土整備部関係〕

須見委員長

ただいまから、県土整備委員会を開会いたします。（10時32分）

直ちに、議事に入ります。

これより、県土整備部関係の審査を行います。

県土整備部関係の付託議案については、さきの委員会において、説明を聴取したところではありますが、この際、理事者側から報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【報告事項】

- 平成31年度に向けた県土整備部の施策の基本方針について（資料1）
- 四国横断自動車道（徳島東IC・徳島JCT間）の開通延期に伴う対応について
- とくしま流域水管理計画（案）について（資料2，3）
- 徳島阿波おどり空港臨空用地における貸付けについて（資料4）

瀬尾政策監補

4点、御報告させていただきます。

1点目は、平成31年度に向けた県土整備部の施策の基本方針についてでございます。

これは、来年度の予算編成に向けた、県土整備部の施策の基本的な方針を御報告するとともに、その内容を県のホームページに掲載し、県民の皆様にも広くお知らせするものでございます。

お手元の資料その1を御覧ください。

県土整備部におきましては、安全安心・強靱化、人口減少対策・とくしま回帰、交流人口拡大の三つの柱の下、県土強靱化を主軸にとくしま地方創生の成果を実感できる施策を展開してまいります。

まず、安全安心・強靱化についてでございます。

あらゆる自然災害への対策として、7月豪雨からの復旧・復興や二次災害防止に向けた災害予防対策に全力で取り組むとともに、吉野川、那賀川等の河川改修や早明浦ダム再生、長安口ダムの改造を促進し、水害・土砂災害対策を加速してまいります。また、南海トラフ巨大地震などの大規模地震に備え、危険ブロック塀の撤去や橋りょうの耐震化など実効性のある地震・津波対策を実施するとともに、事前復興に資する応急仮設住宅の用地確保や住宅耐震化などの地震に強い住環境の構築を進めてまいります。

「活力の道」「命の道」の整備として、四国横断自動車道新直轄区間徳島東・津田間の平成32年度開通をはじめ、高速道路ネットワーク等の整備を促進するほか、阿南安芸自動車道海部道路の新規事業化や徳島自動車道の全線4車線化に向けた取組を進めてまいります。また、災害時の孤立化を防止するため山間部の道路整備を進めてまいります。

基盤強化・人材育成として、IoTやAIなどを活用した効率的なインフラの維持管理

を進めるとともに、働き方改革による建設産業の担い手確保・育成やICT活用による建設現場の生産性向上を図ってまいります。

右に移りまして、次に、人口減少対策・とくしま回帰についてでございます。

地域公共交通の利用促進とまちづくりとして、地域公共交通の維持・充実を図るため、次世代地域公共交通ビジョンを策定し、ビジョンを具現化する各種施策を実施してまいります。また、世界初となるDMVの導入に向け、引き続き、車両製作や駅舎改築を進めてまいります。

移住・定住を促す快適な生活環境整備として、移住促進に向けた空き家等の利活用を進めるとともに、下水道整備や合併処理浄化槽への転換促進など、きれいな水環境の創造に努めてまいります。

地域の活性化として、地域の安全・安心はもとより経済活動を支える、カッコイイ・快適な・希望の持てる、いわゆる新3K・建設産業の実現に向けて支援を実施するとともに、津田木材団地のリノベーションなど、既存資産の有効活用による地域活性化に取り組んでまいります。

最後に、交流人口拡大についてでございます。

「ゲートウェイとくしま」の推進として、徳島阿波おどり空港に就航する国際定期便の誘致に向けた、インバウンド・アウトバウンド対策や国内線の拡充に取り組み、航空ネットワークの充実・強化を図ってまいります。また、クルーズ客船の寄港拡大に向け、ポートセールスの実施や岸壁での受入環境を整備してまいります。

「おもてなしの国とくしま」の魅力向上の推進として、にし阿波をはじめとする観光周遊ルート of 環境整備やスポーツレガシー創出に向けた公園施設の機能強化などを進め、魅力向上を図ってまいります。

こうした施策を展開することで、県土強靱化・地方創生をリードし、若者が夢と希望の持てる社会を実現させてまいりたい。

2点目は、事前の県土整備委員会で御論議がありました、四国横断自動車道徳島東インターチェンジ・徳島ジャンクション間の開通延期に伴う対応についてでございます。

配付資料はございません。

海野副知事からの指示事項につきましては、「四国横断自動車道は、本県における経済・産業に資する非常に重要な社会基盤であることから、高速道路会社に対し、関係機関との調整や最新技術の駆使により工期短縮を図り、一日も早く供用するよう強く要請しているところであり、今後も繰り返し国や西日本高速道路会社に対し訴えていくとともに、県として可能な限り調整や協力を努めること。」、「県民目線に立って、工事の進捗を分かりやすく情報発信していくこと。」以上でございます。

今後とも、国や高速道路会社との緊密な連携の下、早期供用が図られるよう全力で取り組んでまいります。

3点目は、とくしま流域水管理計画（案）についてでございます。

お手元の資料その2、とくしま流域水管理計画（案）を御覧ください。

9月定例会に素案を報告させていただき、その後パブリックコメントを実施した結果、19名の方から45件の意見が提出され、頂いた御意見を踏まえ、計画（案）としてとりまとめましたので報告させていただきます。

パブリックコメントでは、人命や財産が確実に守られるよう津波対策を推進するべき、適切な避難行動に結びつくよう河川情報配信の多様化・多重化や県民が学習できる場の整備を進めるべき、計画が着実に実行されるよう計画の周知・啓発を図るべきなどの意見を頂きました。今後、協議会での審議を経まして、年内の策定を目指してまいりたいと考えております。

4点目は、徳島阿波おどり空港臨空用地における貸付けについてでございます。

お手元の資料その4を御覧ください。

空港支援等施設用地につきましては、平成30年3月から公募を行ってありましたところ、徳島空港ビル株式会社より借受け希望の申込みがあり、2,100平方メートルの貸付けにつきまして去る11月30日に契約を締結いたしました。事業内容につきましては、空港利用者を対象とした貸し会議室や休憩スペースを備えた木造2階建て多目的交流施設とイベント広場を一体的に整備し、空港の活性化を図るものです。本貸付けをもちまして、臨空用地11.8ヘクタールのうち約9割の用地について売却又は貸付けを終えたところであります。残る用地につきましては、今後とも本県経済の活性化と雇用の拡大につながりますよう、引き続き企業誘致に努めてまいります。

報告事項は、以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

須見委員長

以上で、報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

川端委員

先ほど説明いただきました、資料その1、人口減少対策・とくしま回帰の中の移住・定住を促す快適な生活環境整備に、空き家等の利活用の推進とありますが、私が住んでおります鳴門市の大毛島という島がございまして、最近空き家が増えてきて段々寂しくなってきたのですが、空き家は放っておくとそれがまた壊れたり、知らない方が知らないうちに住み込んでいるということがあったり、空き家は社会に影響の大きな問題であります。

そこでお聞きしますが、空き家等の利活用の推進について、もう少し詳しく御説明いただきたいと思えます。

須見委員長

小休します。（10時42分）

須見委員長

再開をいたします。（10時44分）

森住宅課長

空き家の利活用についてでございます。

空き家等の対策は空家等対策の推進に関する特別措置法に基づきまして、適正な管理が行われていない空き屋等が防災、衛生、景観等、地域の住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしているということから、地域の住民の生命や身体、財産の保護、生活環境の保全を図るとともに、空き家等の活用の促進を目的に議員立法として平成26年11月の臨時国会におきまして全会一致で可決成立し、平成27年5月26日から全面施行されたところであります。

主な内容としましては、空き家等の所有者に対する適正な管理の努力義務であるとか、国による基本指針の策定、空き家対策の実施主体の市町村としまして空き家対策計画の策定、協議会の設置、それから立入り調査権や調査等のための固定資産税情報の内部利用などが規定されるとともに、そのまま放置されれば、倒壊等著しく保全上危険となる恐れのある状態などの空き家につきましては、所有者に対する撤去や修繕などの助言、指導監督、命令、更に命令が履行されない場合の代執行の権限が市町村に付与されました。

県としましては、引き続き勉強会等で情報を提供するとともに、空き家対策特別措置法に基づきまして市町村から空き家対策計画策定のための技術的な助言などを求められましたら支援してまいりたいと考えております。空き家対策の利活用につきましては、補助制度等を設けまして、市町村と協議しながら進めたいと考えております。

川端委員

聞き取れなかったところが最後に出てきたのですが、何を利用しながらということですか。

（「補助制度でございます」と言う者あり）

体系はできているという感じがしますが、対策について国も巻き込んでできるということとはわかりましたが、実際には現場に入ると大変だと思うんです、個人の財産ですからね。個人の財産とはいえ、それを放置すると違法な使われ方をして、それがまた犯罪の温床になる、また場合によっては火災を起こしたり、様々な課題が膨れあがっていくのではないかと思います、お聞きしていると国の対策に沿ってというぐらいで、これといった、県としてこうして着実に進めていくというあたりがもう一つ聞き取れなかったのですが、そのあたりはいかがですか。

北川県土整備部副部長

空き家対策についてでございます。

川端委員から御紹介があったとおり、住まなくなると老朽化していくと火事の原因や害虫が住んだり、地域にとって空き家が増えていく現状は至る所にあり、本当に御心配していただいているところであります。

空き家につきましては、川端委員からお話があった利活用と老朽して除去するという考え方、二つを持って県としては進めているところであります。

6月の付託委員会の中でも、眞貝委員からも御論議があった、住めなくなると空き家になってしまいますと苦勞するということになるんですが、それを活用していきますと空き家というのは宝となってまいります。ですから住まなくなるとからすぐに活用していけ

る、家の方が活用しなくても活用していける方法を探っていくというのが空き家の活用でありまして、空き家の再生等の事業というのが国の補助事業、それから再生事業等で県の事業がございまして、そういった両輪で補助を進めているという状況でございます。

それと、空き家の除去というのは、これも並行して県事業として進めておるところでございまして、こういったところも両輪として進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

川端委員

大体、雰囲気としては分かったのですが、いわゆる危険家屋、古くていつ倒れるかわからないという建物とまだ十分使えるといった建物の区別をつけて、そこから先も個人の財産ですから簡単に自由にならないと思いますが、具体的にこういう程度の物はこうするというような、今後の方針を具体的にある程度イメージできるような、そういった答弁をいただけたらと思うのですが、もう一度お願いします。

森住宅課長

空き家の利活用、除却に対するどういった判断をしていくかということにつきまして、空き家の利活用や地方創生について、適正な管理に向けた市町村の取組を支援するため平成27年度に全国に先駆けましてとくしま地方創生空き家判定士の制度を創設しました。

この判定士につきましては、市町村から依頼を受けまして、空き家が利活用可能かどうかの判定を行うものでございまして、利活用可能と判定された物につきましてはリフォームや空き家バンクの登録も支援する。また平成29年度までに90名の空き家判定士を育成することができておりまして、建築士の空き家に対する問題意識の高さがうかがえるところでございまして、今後平成30年度までに100名を育成する予定でございます。

川端委員

そういった空き家判定士、恐らく土地家屋調査士やそういう方が当たるのではないかと思います、そのあたりもう一度お願いできますか。

森住宅課長

空き家判定士につきましては、建築士の方に県の講習会を受けていただきまして、それで登録している制度でございます。

川端委員

建築士ということですね。土地家屋の資格を持った方は対象ではないのですか。土地家屋調査士なんていう資格がありますよね。建築士ですか。

須見委員長

小休します。（10時52分）

須見委員長

再開いたします。（10時52分）

川端委員

ある程度イメージは分かりましたが、建築士が特にこれに当たるということによろしいですか。個人財産ということで、その持ち主を十分に確認をしないといけないと思いますが、このあたりのことは、もう古くなった建物で、その身内の方も都会に出て誰もいないという場合でもきちっと対応できるのですか、どのようにされるのですか。

森住宅課長

県外に出られている方ということもございますが、県では空き家対策としまして、とくしま回帰住宅対策総合支援センターを設置しまして、そこがワンストップ窓口ということで、御相談とかがございましたらそこで承るようにしてございます。

川端委員

かなりの数になると思うのですが、大体つかんでおるのですか。県下に危険家屋等の問題を抱えた誰も住んでいない家屋がどれくらいあるか、対象となる建物の数ですね。

須見委員長

小休します。（10時54分）

須見委員長

再開いたします。（10時55分）

森住宅課長

県内の空き家の戸数についてでございます。

平成25年度の調査におきまして、推計で3万6,000戸となっております。

川端委員

大変な数ですね。県下全域で3万6,000戸ということですが、都市部には比較的少ないのではないかと思います。郡部に多いのではないのでしょうか。空き家の所在する地域について何か特徴ありますか。例えば沿岸部に多いとか、県内のこういう所に空き家を抱えた地域が多いというその一つの特徴のようなものがあったら教えてください。

森住宅課長

空き家の分布のことでございます。

密集市街地におきましては、空き家がありましても流通しますので、それについては空き戸数は少ないと思いますが、やはり山間部や郡部のほうにつきましては、空き戸数が増えている状況だと思います。

川端委員

大体こうイメージが分かりました。郡部のほうは取引がまずありませんわね。どんどん人口が減少しますしね。その点、都市部はそういった家屋でも利用する方というのが期待ができるわけですね。これ一つ、犯罪の温床になったり、災害時の大きな課題になったりしますので、是非今後ともその空き家については、十分に現状を把握して、そして個人の財産ということになりますから大変な作業になるとと思いますが、持ち主も巻き込んだ形で解決に努めていただきたいと思います。

岸本委員

事前委員会で県土整備部の幹部の皆さんには、大変失礼な物言いになったかも分かりませんが、会社で言えば役員の指示を聞いてこいというようなことで、付託委員会をお願いしますと言っておりましたところ、冒頭、政策監補から四国横断自動車道川内・沖洲間、なぜ1年余りで更に2年遅れるのかということについての見解、それから指示事項ということでお尋ねしておりましたところ今説明を頂きました。

今後も強く要望していけよと、それから県としても協力できることについては協力していけということ、それと情報発信を丁寧に図っていけという指示をもらってますという報告がございました。これについて、では具体的にどういう情報発信、これから西日本高速道路株式会社、国土交通省とどういう連携を図っていこうと考えておられるのか、具体的な手順をお願いしたいと思います。

遠藤高規格道路課長

今後県は、どのように四国横断自動車道の早期開通に向け取り込んでいくのかという御質問だったかと思えます。

これに関しましては、先般11月に開催されました四国横断自動車道連絡会議におきまして、強風や高波の影響、気象条件やしゅんせつ作業の追加による影響を検証した結果、2021年度末の供用を目指すことが示され、結果的に2年延伸されたということになりました。

それを受けまして直ちに11月13日には、西日本高速道路株式会社の酒井代表取締役社長に対しまして、知事から関係機関との調整や最新技術の駆使等により工期短縮を図っていただき、1日も早い供用につきまして要請したところがございます。今後とも機会あるごとに西日本高速道路株式会社や国に対しまして早期供用を強く要望してまいりたいと考えております。

また、県といたしまして可能な限り調整や協力を努めてまいるとともに、国や西日本高速道路株式会社とも連携いたしまして、早期供用が図れるよう全力で取り組んでまいります。そこで当該区間におけます県民の皆様方の関心が高まっていることから、国と西日本高速道路株式会社と県の担当者が共同で工事の進捗状況の確認や県民への情報発信に取り組んでいくために、四国横断自動車道連絡会議工事連絡会を12月5日に設置いたしまして、初会合を開催したところがございます。

そこで現時点の全体の工程や工事の進捗状況の確認並びに調整事項の確認と今後の対応方法、それと工事の見える化等への取組、情報発信等についても協議をしたところがございます。

今後も国や西日本高速道路株式会社と連携を密にいたしまして、定期的にこの工事連絡会の開催を図りまして、工事の進捗状況を情報共有するとともに、その内容を広く皆様方にお知らせすることで、県民の皆様方の関心に答えていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

岸本委員

協議会を設置して、内容を検討していこうとないしは情報提供していこうということで、具体的に何か月に1回とか発信方法ですね、12月の第1回で決めた協議会で具体内容、決定事項はあるんですか。

遠藤高規格道路課長

今後は定期的にと今申し上げましたが、おおむね四半期ごと程度、3か月に1回程度や工事の節目にやっっていこうということで、この前はお話をさせていただいたところがございます。

また、特に見える化につきまして、お話しさせていただきました内容につきましては、ホームページを活用した情報の発信でありますとか、現場見学会の活用並びに西日本高速道路株式会社がマリンピアでPR館というものを作っておりますのでそちらの活用方法、ドローンを使った現場の撮影とかそんなことを今検討させていただいております。

早速、昨日12月12日には、県のホームページに四国横断自動車道の徳島東ジャンクション間に関します進捗状況や最新のトピックスが分かるようなホームページを開設いたしまして、情報発信を始めたというところがございます。今後は、県民の皆様方に見える取組を更に充実してまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

岸本委員

是非ともよろしくお願いいたします。ここにきて2年ということで、当初から2年遅れるのはもう見えてたとか、工法が変わったとか様々な臆測が私の耳にも入ってきます。一刻も早くそうしたことのない、払拭できるように見える化、それから情報発信をお願いしたいと思っております。今の質問につきましては以上で終わらせていただきます。

今日配られました、施策の基本方針について何点かお尋ねします。

まず、交流人口拡大のゲートウェイとくしまの推進ということで、ここに書いてます航空ネットワークの充実・強化、クルーズ客船寄港拡大ということですが、これだけの取組を文字だけ見ましたら良いことと思えますが、既に高松空港、松山空港、高知龍馬空港とそうした県からすると遅れてるという感が否めないと思うんですね。特に今、他にやるべきことがあるのではないかとといったときにあえてここに打っていくぞということについて、説明というのでもないんでしょうが、気概なり、なぜ今から強化して取り組んでいくのかということについてお答えいただけますか。

佐藤次世代交通課長

航空ネットワークの充実・強化、なぜ、今この時期に取り組んでいくのかということで御質問を頂いたところであります。

まず、現在、国内外との交流人口を増やすということを目標に、国際線の誘致や国内線の充実強化ということに取り組んでおるところでございます。

国際線につきましては、来週19日にキャセイドラゴン航空の季節定期便が徳島県に就航する。まずは週2便からのスタートということで決まったところでございます。

国内線につきましても、今年3月末から福岡便の充実、これまで1便だったものが2便化されたということがございまして、国内につきましても東の東京それと西の福岡という拠点空港からの路線が充実してきたという状況でございます。

その国内の東西を結ぶ拠点が充実したことによりまして、そこから乗り継いで、国内各地から徳島県と相互交流できる環境が整ってきたという状況になってきた、これを裏付けるかのように、利用者も数年間100万人で、昨年度であれば112万人と順調に増えてきていると考えております。

高速交通ネットワークという中で、鉄道がどうしても四国の中では弱いという状況で、県外から徳島、国外から徳島にお入りいただくということを考えたときには、直行便というのは非常に効果的な手法であると考えております。我々としては、航空ネットワークを益々充実することで、徳島の経済の活性化につながるようしっかりと国内外との交流ネットワークの充実強化にこれからも取り組んでいきたいと考えております。

岸本委員

私なんかは、もっと県西部の方は高松空港を利用して。いや全く悪いと言っているのではないですよ、その時期と言いますか、他に徳島県がやるのがたくさんあるといった中で、あえて後発計画でなく、もっと四国の他を利用するという発想は余り考えてはないのですか。その利用というのは他部局になるのかも分かりませんが、そうした中で、今回の定期便については、商工労働部からも宿泊補助などそうした他部局から補助金が出て運営されているわけですが、部局の中で高松空港を利用するなりそうした費用対効果、そういう面で意見というのはなかったんですか。

佐藤次世代交通課長

他の空港との連携というか役割分担といったものも考えていくべき必要があるのではないかとこの点でございます。

例えば、今の本県が取り組んでおります香港線に関して申し上げますと、徳島阿波おどり空港はフルキャリア、高松空港はLCCということで、我々、最初の路線ということもありまして一本一本の路線でもよりたくさんの都市に香港を乗り継いでいくことができるということで、今回キャセイドラゴン航空の誘致に努めているというところでございます。LCCということになりますと、香港の路線はありますが、それから先のネットワークということでいえば、やはり近距離線が多いということで、アジア中心になってしまうという状況があるのではないかと思います。我々としては、キャセイドラゴン航空とつながることで、ヨーロッパやアメリカ、オセアニアこうした所とも香港を経由して徳島県にダイレクトにお入りいただくことができる、そういうネットワークをまず作った上で、しかも香港LCCでありますと個人客につきましては高松空港にも入ってくる、団体客であればフルキャリアであるキャセイドラゴン航空を活用して徳島阿波おどり空港に入ってくる。

そういう二つの入り口が四国にできるということで、よりたくさんのお客様が香港を拠点にして徳島県に入り込んでくることができないのではないかと考えております。

現在におきましても、例えば、県西部のほうであれば高松空港にお入りいただいたほうが早いということで、現状の県西部にお入りいただいている観光客の皆様の中には、高松空港を経由してお入りいただいているという状況もあるというのは我々も認識しております。今回徳島阿波おどり空港に直接お入りいただくことで、例えば、徳島阿波おどり空港から近い鳴門市や徳島市内でありますとか、県南部ということでより県下全域に観光客の方にお入りいただきたいと考えております。

岸本委員

今月19日からということで、担当部局だけではなく、県の財政全般もにらみながら、各方向から結果検証を是非ともしていただきたいと望みます。

それからこの基本方針なんですけど、私の周りでも徳島市内それから山間部でも、いろいろな所で県道工事が計画もあり工事もなされている。しかし、よく聞く声はどこもつながらない、少しずつ工事が進んで、用地が済んでいるにもかかわらず工事は複数年に渡ることがよく散見されるということで、常々思うのですが、全部を一遍にやる体力はないといった場合に、あえてそこに優先順位を付けるといったらおかしいですが、一つでも完成をさせて、それこそ食べられる餅にしないといけない。今工事がされてて、何かで止まっているというのだったらいいんですが、少しずつは進んでるといふ所も非常に多い。これを早く解決して優先的に、地域の方にとったらどっちが優先かと非常に大きな問題にはなると思いますが、全部を少しずつというのではなく、一つずつ完成させていく、そうして2番目になったら、そこは何年ですと地域の皆様方にお伝えするということが本当に徳島県の発展にはつながっていくのではないかなと思いますけど、御意見ございましたらお答えいただけますか。

須見委員長

小休します。（11時13分）

須見委員長

再開いたします。（11時16分）

瀬尾政策監補

選択と集中をし、用地ができている所があれば短期間でそこへ集中投資して、道路を開通させていったほうが良いのではないかなという御質問だと思うのですが、県下全域で皆様方の御要望に応じて強靱化、橋りょうの耐震化や道路の拡幅等やっております。

確かにバイパスの所で大きな構造物、トンネルや橋りょうの大きな事業から、小さな現場拡幅までいろいろと道路のレベルの範囲が広いんでございますが、そこで一概にこの道路に集中投資というのを今なかなか決められない状況にはございます。

ただ我々としては、できるだけ急ぐ所から、まずは災害復旧なら急ぎます。それから長年掛けて用地も協力していただいてできた所は順々に進めていきます。また大規模な事業

でいろいろなイベントあるいは政策的な面でここはいつまでにやらなければならないという所もあります。そんないろいろな要素があって、どれを完成してまずは集中投資していくかにつきましては、様々な要因も踏まえて、もちろん議会の皆様あるいは県民の皆様の御要望、そういった御意見もお聞きしながら、様々な要素を総合的に勘案して事業を進めているところでございます。

個別にいろいろ内包している問題はあると思いますが、それはそれぞれの目標に向かってできるだけ早く完成できるように、我々も全力で取り組んでいるところでございますので、御理解を一つよろしくお願ひしたいと思ひます。

岸本委員

今回基本方針が出まして、さらには統一地方選ということで、骨格予算になっていこうかと思ひます。徳島県、財源も豊富にあるわけでもなく、県土整備部も一番苦しい節約される所になっているようにも思ひますので、だからこそ少ない分でつなげて、食べられる餅に早くしてほしい。私たち議員といひますか、私は周りの方々から、いつになるのかと、工事を始めてからずうっとなるでと、小さな県道の拡幅から側溝工事まで、何からいつやいつやという声ばかり、そういう声しか上がってこない。片手落ちかも分かりませんが、そういう声ばかりを聞いておりますのでできる所はする、用地やそういう課題のない所については、片を付けていくという姿勢で本当は望んでいただきたいと、この基本方針について強く要望して終わります。

山田委員

今の質問に関連して、まず次世代交通課に聞いておきたいと思ひます。

今話が出ましたが徳島阿波おどり空港、香港便が決まった状況ですが、15億2,000万円も入れたということです。しかしこれは季節便であってどうなるか分からないので、報道等によれば高松空港は2017年度199万人、それを2032年度307万人に目標を掲げて、四国でナンバーワンの国際空港を目指すということも標ぼうされています。実際路線数から言っても四国の中でだんとつに徳島阿波おどり空港が少ないわけでは。一つは今開設されてる路線数を言ってください。

徳島県として徳島阿波おどり空港の目標、いろいろ努力されて右肩上がりになってきた。理由はいいです、既に何回も言われていることなのでその目標。徳島阿波おどり空港について具体的にどういう目標を具体的に掲げられてるのか。路線の新設等はどう見込んであるのかということについても合わせてお答えください。

佐藤次世代交通課長

徳島阿波おどり空港、今後どのぐらいの搭乗者目標を掲げて取り組んでいくのかという点でございすが、ターミナルを作ったときには2020年に新たな路線が1路線入り、確か110万人を目標にやってきたという状況でございすが。

結果的にこれを前倒して昨年度に達成したという状況でございすが。我々としたら新たな路線はできていない段階ではあります。結果的には超えたということもありまして、それに今回新たに国際線の誘致を目指している、現に来週から3か月間は週2便で飛んで

くるという状況にあります。我々としても、今の状況が非常に変化が激しい時期と考えておりまして、ここらへんは、やはり国際線の情勢も見極めながら、その目標を上方修正すべく、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

路線の新設につきましては、これまでも議会答弁等でも答えておりますが、国内線につきましては香港線と同じような状況になりますが、一本の線を引くことでより多くの都市とつながる、そうしたものを目標に取り組みたいと考えておりまして、例えば、日本国内であれば、中部ブロックでありますとかそうしたブロックの拠点空港となるような路線の新設をまずは目指していきたいと考えております。

山田委員

徳島阿波おどり空港出遅れと大きく一面で地元紙でも出されました。私自身も皆さんが、一生懸命いろいろなことに取り組まれているとは思いますが、しかしこれだけのお金を使って、3本目のボーディングブリッジを作ってやる効果というのは、県民的に見たら岸本委員からも指摘がありました。こういう財政支出が本当に県全体で良いのかということも問われてると私は思うんですね。

これは形になって見えてないと、季節香港便ができたというのはあるかもしれないが、しかし、その先が全く見えないしこれ自身も季節便であって本当に国際定期便になるかどうか、まだ予断を許さないという状況にあるのも事実です。これについてもまた必要な機会で聞いていきたいと思えます。

そして、もう一つ佐藤次世代交通課長に聞いておきたいのは、実は高井議員の質問の中で、2025年大阪万博に向けて、関西国際空港への高速艇整備ということで知事が意向を示したと。私も突然でえっという感じでおるのですが、この関西国際空港への高速艇整備の状況、そして、これをどう考えられているのかということについても、私自身もこれ本当にいけるのかと思いつながら、この取組、またこれは知事の意向だと思うのですが、次世代交通課としては、これをどう受け止めているのかについて聞きたいと思えます。

佐藤次世代交通課長

関西国際空港への高速船について知事から発言があったということで、それに対する御質問でございます。

11月定例会の高井議員の代表質問の中で、2025年の万博開催地が大阪・関西に決定したことを受けまして、会場地となる夢洲や関西国際空港、関西との高速船をはじめ新たな海上交通の整備などにチャレンジするという答弁がなされたと我々もお聞きしておるところでございます。

徳島と関西を結ぶ高速船というか海上航路につきましては、本州四国連絡高速道路の神戸淡路鳴門自動車道の全線開通、平成10年4月でございましたが、この開通に伴いまして、平成10年4月には徳島県と大阪府を結ぶ高速船やフェリーが、また平成12年3月には、徳島県と関西国際空港を結ぶ高速船が廃止されたという経緯がございまして、我々としても、今また高速船ということになりましたら様々な課題はあると認識はしております。

その一方で、関西国際空港を訪れるインバウンドが急激に増加しているということ、さ

らには、2020年には東京オリンピック・パラリンピック、翌年にはワールドマスターズゲームズの関西での開催、加えまして2025年に新たに大阪・関西万博という世界各国からも注目される、そうしたイベントが目白押しとなっているということから、このチャンスを確実に捉えて、関西から本県にインバウンドを呼び込むため、県民の皆様が関西方面との交流ができるようにするために、知事から新たな海上交通にチャレンジするという意思表示がなされたと受け止めております。

今後新たな航路の開設に向けては、例えば、受入れに必要となります施設や設備をはじめまして、実現に向けた課題の洗い出しはもとより、関西圏と徳島とを結ぶ既存アクセスと比較した場合の、例えば時間的優位性や経済的優位性などにつきまして、まずは研究を進めてまいりたいと考えております。

山田委員

今、答弁がありました、研究してまいりたいと。実はインバウンドということでみたら淡路関空ライン、7月に休止になりました。就航して1年です。結局、淡路島にインバウンドといううたい文句で打ち上げた。しかし年間9万人の利用を目指したが、今年5月末までの利用客は約1万5,000人という状況だったということなんです。インバウンドだからうんぬんと言われますが、この高速艇の運航というのは、非常に厳しい状況があるということはこの淡路島、もちろん淡路島と徳島は違います。その違いはあるものの全体としては、そういう厳しさがあるということ認識した上でやらないと、やはりとんでもないことになる。チャレンジするということは結局、検討を途中でやめることもあり得る、進むこともあり得る、こういう中身で一路前進ということではないと理解していいんですか。

佐藤次世代交通課長

チャレンジするということの解釈でございますが、正にこれからチャレンジするということの言葉どおりではないかと受け止めております。

我々としても、先ほど申しましたように、やはり課題もあるものという認識はしておりますし、淡路関空ラインの高速船が1年で廃止になったということは我々も非常によく聞いております。我々も国際線誘致のセールスに向かう中で、確かにインバウンドの人が関西国際空港から高速船を使うのかというお話、どうですかと聞いたら、やはり重い荷物を持っての船の乗り降りというのは非常に大変なんで、乗ったら行けるようなバスが有り難いという話も現に聞いておるといところでございます。

そうした中で、結局メリット、デメリットも含めまして、今課題の洗い出しというものをまずはしてみると考えておまして、先ほどの答えと同じになりますが、研究をこれから進めてまいりたいと考えております。

山田委員

棄権も含めて、課題の洗い直しの具体的なスキーム、東京オリンピック・パラリンピック、2025年は大阪万博だと言われたが、時間があるわけではないでしょ。そしたら研究しますということですが、これは、どういう研究等をいつ頃まで、どうするのか、それを県

民や県議会にどう示すのかという点について具体的に答えてください。

佐藤次世代交通課長

まずはしっかりと事務レベルで研究してまいりたいと考えております。

現実的に、例えば、高速船を運航するという事になれば、船があるのかないのか。まずは、やる気になる事業者がおられるのか。そうした様々な現実的な課題もあると思いますので、現状でいつまでにとすることは具体的には申し上げられないと考えております。

山田委員

これ板東次長にも聞いておきたいのですが、いつか分からんが研究は続けるということですね。我々議会は今度2月です。来年度の予算も当然骨格とはいえあるという流れの中で、少なくともその研究はどういう形で具体化されるのかということも含めて、私自身はこの高速艇、思い付きとしてはあるとは思いますが、今の状況から見て、どうかという点もあって、皆さんがある意味振り回されているのかなという思いもあるのですが、このへんも含めてお答えください。

板東県土整備部次長

先の本会議の中で、今後の次期4年間の方向性やそういう思いを知事から述べる中で、今回高速船の話も出たというところがございます。それと岸本委員からもお話がありましたように、今回御提示しております基本方針の中でもゲートウェイということで、国も掲げておりますインバウンド4,000万人、6,000万人という中で、本県にその経済効果をいかに呼び込むかという大きな流れの中で2025年、新たな大阪万博といったチャンスも到来しているというところの一つの手段として、海上交通も検討の有力な候補であると認識してございます。

山田委員がおっしゃるように、淡路の航路の話、さらには橋ができたときの徳島と関西とを結ぶ高速船の話、あるいは既存のバス路線との調整の話、様々な課題があるところは我々も十分に認識しております。ただ、そのチャンスを、課題を一つずつ潰す中でそのメリット、デメリットというのを十分認識した上で、最終判断というのは、当然議会の皆様方にもお諮りする中で今後進めていく必要はあると認識しております。ただ、現時点で、いつまでどういう方針で、どういう組織でといったところについては、我々もまだお答えを持ち合わせてないところではございますが、行政としての一つの使命課題ということでございますので、その実現に向けて一定の組織あるいは研究会ということで、関係部局と連携する中で検討を進めてまいりまして、それぞれの節目で、また、委員の皆様あるいは県民の皆様へ情報発信する形で意見を反映させていければと考えておりますので御理解よろしくお願いいたします。

山田委員

今の答弁は県民から見ても、なかなか分からないという状況で形になっていないし、研究の方向もいつまでにとするのも分からないという状況ですから、これ引き続き聞いていきたいと思っております。

次の問題に移ります。事前委員会等でも、免震ダンパーの問題を聞きました。その後、ここでせつかく答弁していただいたのですが更に不正が発覚したと。この前聞いた答弁が根底から崩れるという状況になって、K Y B株式会社の免震不正が本県でも更に拡大する可能性もあるのではないかとということです。また県営小松島団地などの株式会社川金ホールディングスについても、その後どうなってきたのかお伺いしたいと思います。

森住宅課長

K Y B株式会社の新たな不正についての御質問がございました。

去る11月15日付でK Y B株式会社のホームページにおきまして、現在、係数補正以外の不適正な行為が行われていたということが公表されてございます。これによりまして不適合品、不明、適合品の判定及び物件数、それから製品数が増える可能性がございます。こちらからK Y B株式会社にも何度も連絡を取ったり、また、国土交通省にも連絡を取るなどして、情報収集に努めているところではございますが、現在調査中という回答でございまして、詳細な情報は得られていないという状況でございます。引き続き情報収集に努めまして、不適合品が増加した場合、速やかな事実内容の確認と適合品への交換等の是正を強く要請してまいりたいと考えております。

もう1点、株式会社川金ホールディングスにつきましてでございます。株式会社川金ホールディングスの対応といたしまして、10月23日に公表されまして、その際にも速やかに連絡を取りまして、事実確認、違反の有無の確認に対する書類の提出、それから適正な製品への交換を強く求めているところでございます。更に11月9日付で建築基準法に基づきまして、基準関係規定への適合の状況、検査データ結果及び不明、不適合があった場合の是正計画書の速やかな提出を求めているところでございます。その後、株式会社川金ホールディングスからは、11月14日に謝罪と説明があったのですが、是正計画等の具体的な説明はございませんでした。20日に交換の工事工程の提出を更にするとともに、当面の安全性の検証と同時並行で作業するようということこちらからも指示を出しているところでございます。12月3日に株式会社川金ホールディングスから、こちらから指示を出しております建築基準法の12条報告について提出はあったんですが、求めていた内容には、まだ足りないということで、更なる詳細な調査結果や是正に向けた具体的なスケジュール等につきまして、早急に提出するように再度報告書の提出を12月4日付で指示をしたところでございます。

こちらとしましても、株式会社川金ホールディングスからの動きがなかなか進捗が見られないということで、私どもできることとしまして、県職員と施工業者とともに現地の確認をしまして、工事工程が少しでも早く進むようということ、そういった確認もしてまいりました。

山田委員

当該の皆さんは当然ですが、周辺の皆さんも含めて不安の声を上げているわけです。

県も、今の対応をやられてるとは聞いてますが、しかし、なかなか形になって表れてないという状況もありますので、これについても年内には具体的な動きが示せないという状況になっているということですね。K Y B株式会社については更なる不正ということですか

ら、根底から変わってきているという状況もありました。株式会社川金ホールディングスも言うたものを出してこないという状況がありますので、これはもう強い姿勢で臨んでいただきたいと思います。

次に、空き家の利活用が話題になりましたが、私は県の一つの重要な部分で県営住宅の問題があると思うのです。2006年に国の住宅政策の基本となる法律、住生活基本法がありました。2006年度以降、まず現状について聞きたいのですが、県営住宅で管理戸数が最大の年度はいつで、また最も少ない年度はいつか。戸数も含めて端的にお答えください。

森住宅課長

県営住宅の管理戸数につきまして、最大と最小の年度についてのお話がありました。

管理戸数の最大につきましては、平成26年度に管理戸数5,162戸でございます。最小につきましては、平成28年度から現在におきまして4,567戸でございます。

山田委員

つまり古い住宅を集約化してPFI事業をした直前までは高かったが、それ以降が非常に低くなっている、およそ600戸減っている状況になってます。

あわせて、数値的な問題を聞きたいと思いますが、空き家戸数についても同様に最大と最小の年度と戸数を教えていただけますか。

森住宅課長

県営住宅の空き戸数についての御質問でございます。

空き戸数につきまして、最大のものが平成26年度これも先ほどの管理戸数の最大と同じでございます。戸数につきましては1,107戸でございます。空き戸数の最小が平成19年度で412戸でございます。

山田委員

平成19年度に412戸やったのが、現在1,107戸も空いてるということですか。私自身もこの現状について団地の皆さんから、本当に入ってないよと聞いています。

例えば、竜王団地で聞きました。住宅課にお示しいただいたら69戸と200戸余りの住宅でこれだけ空いている、3割強空いてるという状況も示されました。それで県営の空き住宅で50戸以上の団地はどれくらいあるのかということと、空き家戸数率が管理戸数と比べて高いワースト3について教えていただけますか。

森住宅課長

空き戸数の多い団地ワースト3ということでございます。

先ほどの竜王団地が69戸とおっしゃっていましたが、現在の空き戸数としましては50戸でございます。その次に多いのが、鴨島呉郷団地が69戸でございます。あと羽ノ浦春日野団地が92戸という状況でございます。

それぞれ管理戸数がございますので、羽ノ浦春日野であれば476戸に対して92戸の空き戸数ということで19.3%。それから鴨島呉郷につきましては369戸の管理戸数に対しまし

て69戸の空き戸数ということで18.7%。それから竜王団地につきましては、219戸の管理戸数に対しまして空き戸数が50戸ということで22.8%という状況でございます。

山田委員

つまり2割強、2割弱前後空いてると。空き家の利活用も重要ですが、県営住宅の利活用は、災害対策から見ても非常にこれから必要な対策になってくるだろうと。特に貧困の格差が大きくなっているわけで、低所得者の皆さん、非正規の皆さんは、住む家については非常にいろいろな相談を受けています。そういう面から見たら、県営住宅は非常に重要な役割を持っている。

市町村も含めて全国の状況、戸数から調べてみました。徳島県は、徳島県下全体の公営住宅割合はワースト6位という状況になっているわけです。中でも県営住宅は、財政力等からいっても比較的まだ力があるということからみたらここをもっと対策をしないとけないと思うのですが、空き家がこれだけ減り管理戸数も大幅に減るといふ原因は一体何か。そして県として、それをどう対策しようとしているのか。基本方針の中では、残念ながら県営住宅のことは全く触れられてませんが、その点について伺います。

森住宅課長

県営住宅の空き戸数が増えているという状況について、今のところ空き戸数が増えているのは、いずれも築年数が30年以上経過しているところでございます。

一方で定期募集の申込みの状況等を見てみますと、築年数が新しくて、利便性が高い団地がかなり人気が高いという傾向が見られるところでございます。

そこでやはり市町村の公営住宅、それから民間の供給バランス等でございますが、県としましては、長寿命化計画に基づきまして、外壁補修や屋上防水の工事等、建物の修繕工事に取り組んでおりまして、更に空き室が生じた場合には、速やかに空き家の修繕を行い、定期募集を実施しているところでございます。更に昨年度から新たに随時募集を始めるとともに、住宅確保要配慮者への供給を促進するとともに、入居者の確保に努めている状況でございます。

山田委員

入居者の確保に努めてますはそのとおりだと思います。しかし空き家の状況ですね。確かに築30年ということもあるでしょう、長寿命化もあるでしょう。以前、達田議員が聞いたときには、修繕がやはり思うように予算の関係で進まなかったということが管理戸数にも影響しているという答弁もされてます。そういうことから見たら、そこらへんの対策を取って、もちろん全部埋めるのは難しいです、災害対策用等もありますから。しかし、少なくとも低い所得の皆さんに入ってもらおうということについては、県営住宅の非常に重要な役割だと私は思うんです。2006年にいわゆる入居基準が変わって、募集も少し変わってきましたが、それはあるもののこの戸数を放置したままということで県としての施策はこれでいいのかと思うんですがこの点はいかがでしょうか。今後の将来も含めて誰か、北川副部長そのへんも含めてお答えくれますか。

北川県土整備部副部長

答弁の前に1点数字の訂正があるかどうか確認させていただきたいのが、平成26年に5,100戸あったと課長が答弁したのですが、新しいPFIの団地が今までの県営住宅と重なっておりまして一時的に平成26年度の数字が上がったという認識で、通常は5,000戸切るのが大体県営住宅の最大戸数でございますので、そこを改めて御報告させていただけたらと思っております。

改めて、県営住宅の中で空き部屋があるということでございます。市内中心部のPFI団地は8%ぐらい上がってきておりまして、片や地方のほうについては空きが出てくる状況でございます。ですから入居される方が低所得だからというのではなく、少しニーズはあるんだろうと思います。そういった所のニーズ、それとやはり私どもこれから独りの方が増えてくるところも非常に注視しておりまして、独りの方に対してどのような形がいいのか。それと高齢が更に進むわけでございます。高層階を募集掛けますとなかなか来ていただけないという状況でございます。低層階をどのような形で活用といたしますか入っていただく、そして高層階はどんな施策を打てば、より入居される方が使い勝手が良いのか、例えば若い方で子供たちが多い方とか。そういった方々は上層階でも良いという話もお聞きしますので、一つそのニーズもしっかり見極めて、この入居率の向上にしっかりと進めてまいりたいと思います。どうぞよろしく願いをいたします。

山田委員

そういう答弁でした。これは見守っていくのですが、やはり、そこはしっかり改善して、もちろん限られた予算です。しかし、やはり県営住宅は非常に重要な県の施策で住まいは人権と言われてますので、その点お願いしたいと思います。

1点だけあと聞いておきたいのですが、国土交通省住宅局長名で今年3月、公営住宅管理標準条例（案）の改正についてというのが出されました。この内容と県の条例改定をどのように取り組むのかということについてもお伺いしたいと思います。

森住宅課長

公営住宅管理標準条例の改正について御質問を頂きました。

公営住宅の設置及び管理につきまして、必要な事項につきましては公営住宅法や住宅地区改良法の規定に基づき、徳島県営住宅の設置及び管理に関する条例で規定をさせていただきます。

今回民法の一部改正等によりまして、債権関係の規定が見直されたことや単身高齢者の増加など、公営住宅を取り巻く最近の状況を踏まえまして、管理標準条例（案）を改正した旨を国から通知を受けております。

主な改正内容につきましては、保証人に関する規定の削除や家賃の減免や徴収猶予を規定した条文について説明をした文章中に、民生部局との十分な連携について追記をさせていただきます。改正民法が2020年4月から施行されるということでございますので、今後他県の状況把握に努めながら、県営住宅のセーフティネットの機能を十分発揮できるように、改正内容について検討してまいりたいと考えております。

山田委員

千葉県銚子市の県営住宅で起きた母子心中未遂事件というのが発端になりまして、今民生部局との連携と森住宅課長からも言われましたが、実はこの点が非常に重要な状況になってきているんですね。そういう面から見たら、やはりこの対応をしっかり、今日は、明渡し状況等も含めて聞くつもりでおったのですが、後で森住宅課長からこの資料は頂いてと思って、残りであと1点だけ聞いていきたいと思います。

徳島東環状線のことなんですが、これは岸本委員が6月にもされ、2月では岡議員からも質問されておりました。徳島南環状線もいろいろな人から、本当に何とかしてほしいという声も頂いています。岸本委員の答弁で、残念ながら用地取得がまだ8割、漁業補償との関係もあるということが答えられておりました。徳島南環状線の問題と岡議員から代表質問で言われた徳島東環状線の問題。進捗状況そして、30年たって徳島東環状線が残念ながら全くつながらないという状況について、今後、今まで一体どれだけの総事業費を入れてきたかということも含めて答弁を頂きたいと思います。

遠藤高規格道路課長

まず徳島南環状線の進捗状況についてでございます。

徳島南環状線は、国直轄事業において施行されておりました、三つの工区からなっております。その内二つの工区は、順次側道等が暫定的に開通しておりますが、残る国府インターチェンジから上八万インターチェンジの4キロメートルにつきましては、用地の進捗率が約80%でありまして、地図混乱や相続人、境界の未確定、事業反対等の理由により、未買収地が残っておるといった状況でございます。道路は、岸本委員からも言われましたように、つながることにより効果を発現することから、残る工区につきましても事業者の国土交通省と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

ホームページ等で公表されております全体事業費は、徳島南環状線で1,191億円、事業進捗率は現在51%。もちろん、これは暫定的な話もございますので、完成の高架等の全体事業費であり、現在のところは51%というところでございます。

土井道路整備課長

徳島東環状線の新浜八万工区の整備状況、今の状況についての御質問がございました。

新浜八万工区は、末広道路から国道55号までの区間、計画延長が2キロメートルございまして、現在その内1.7キロメートルの平面部側道が暫定供用しております。四国横断自動車道の津田インターチェンジが平成32年度に供用するというところで、これに合わせて、この平面部を片側2車線4車線化するというところで現在事業を進めております。

それともう1点は、岡県議からの質問にあった暫定道路ですが、現状では末広道路から今の新浜八万工区への接続については、一旦、徳島小松島線に合流して、そこから交差点二つを経由して接続するとなっております。これを今後は高速道路が開通したときに交通量も増えるということもございますので、高架の用地を利用しまして暫定で300メートルを接続します。現在は市道がこの部分の支障になりますので、その付け替え工事をやっております、こちらを併せて平成32年度に供用するというところで進めております。

全体事業費ですが、新浜八万工区で全体390億円、現在64%これは事業評価での数値で

ございます。

須見委員長

午餐のため、休憩いたします。（11時58分）

須見委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。（13時03分）

それでは、質疑をどうぞ。

庄野委員

平成31年度に向けた県土整備部の施策の基本方針の中で何点かお聞きしたいと思いません。

地域公共交通の利用促進とまちづくりということで、バス等につきましては、さきの委員会でも大きな議論がございましたが、今回はDMVの導入促進ということで県南部のほうで観光と県民の足、移動の確保も含めた非常に有意義なことであると期待をしております。この導入促進ということが入っておりますので現時点でDMVについてはどのくらいの進捗状況で、どのくらいの開通を目指しているのかお聞きしたいと思います。

戸川新技術鉄道担当室長

DMVの現状につきまして御質問を頂いております。

DMV導入事業につきましては、阿佐東線の沿線の自治体で構成をいたしますDMV導入協議会の平成29年2月の会議におきまして、2020年東京オリンピック・パラリンピックまでの運行開始を目指すこと、車両の製作数を3台とすることといったようなことを決定させていただいております。現在取組を進めているところでございます。

まず、車両製作の関係でございますが、昨年8月に本県でありますとか阿佐海岸鉄道株式会社と車両製作メーカーとの間で車両製作の基本的な事項を定めました基本合意書を締結させていただきまして、現在車両製作を行っているというものでございます。この車両製作といいますのは、マイクロバスが鉄道を走れるように車両に鉄車輪などを付けるという整備を行うものでございまして、そういった工事をしているところでございます。

施設整備といたしましては、甲浦駅こちら高架駅になってございますが、こちらから道路までをつなぐ坂路の工事を行うということで、この10月には阿佐海岸鉄道と建設施工業者との間で契約の締結をさせていただいております。

また、機運を醸成するという観点から、昨年7月からはJR北海道が既に製作しておりましたDMVの試作車を借り受けまして、イベント開催に合わせました試乗会でありますとか展示といったこともさせていただいております。

今後のDMV運行に向けまして、鉄道事業法の関係など法令手続きなどにつきまして、国との協議を行っており、バスの運行をどうやって行うかといったような部分の協議なども行わせていただいております。

今後とも関係自治体や企業と連携しまして、2020年の運行開始に向けまして取組を進めてまいりたいと考えてございます。よろしく願いいたします。

庄野委員

おおむね順調に今計画が進んでいるということでもあります。

これにつきましては費用の負担とかは大体どうなったのでしょうか。

戸川新技術鉄道担当室長

費用の関係でございますが、ここにつきましても、先ほど申しましたようなDMV導入協議会、平成29年2月の会議で約10億円と発表させていただいておるところでございます。

負担割合につきましては、徳島県が約52%でございます。

庄野委員

世界初と書いてありますが、DMVについてはもう10数年前ですかね、北海道で走っていたときに私も行って、試乗はできなかったのですが説明を受けた経緯がございます。それから時間も掛かっておりますが、県南部の観光も含めた、それこそ交流人口の増も期待できる部分もありますので順調にいくようお願いしておきたいと思えます。

これもこの中にあるのですが、私も9月の代表質問のときにも申し上げたのですが、働き方改革が建設産業の中にも非常に重要であるということで、いわゆる建設産業に従事する担い手、就労される方々が非常に少なくなってきたおり、このままでは建設産業も立ち行かなくなるのではないかと危惧をされる方がたくさんおいでます。

国土交通省から出されておった、いろいろな今後の見通しを見させてもらって、このまま手をこまねいていたのでは、県土を守っていただいている建設産業の部分が非常に弱体化してくる。そうなる自然災害に遭ったときなんかにも応急的、迅速に復旧していただくためには要所に、地域に建設産業がきちんと存在することが必要であるということも申しまして、若手の方々がいかに参入してくるような状況を作っていくのかということが非常に重要であると申し上げたのですが、それが一番左に書かれております。右のほうにも人口減少対策・とくしま回帰で、地域を支える新3K・建設産業の実現に向けた支援ということで、新3Kというのは、もう一度言ってもらいたいのですが、昔は3Kと言うと何かきついかそういうイメージがあったのですが、新3Kという輝くような言葉を実感できるような産業ということに向けた支援となったのですが、具体的にどんなようなことをされて、その建設産業の現場を守っていかうとされているのかお聞きしたいと思います。

徳永建設管理課長

建設産業の担い手確保、また、将来どう地域を守ってもらうのかといった取組の質問だったかと思えます。

建設産業は、庄野委員からもお話がありましたように、地域経済また地域の雇用を支える重要な基幹産業でありまして、インフラ整備はもとより、その維持管理に非常に重要な役割を担っております。また、災害時の救援活動、応急復旧活動は、いの一歩に現場に駆けつけて、まず道路啓開や人命救助の基となるなくてはならない産業だと認識しております。

ただ一方、庄野委員からもお話がありましたように、その建設産業の人材というのは、今中核を担っているのが団塊の世代が中心となっていて、そこが大幅離職を控えて、更に今後将来の担い手確保というのが非常に重要な問題だと認識しております。

そのために県としては、今3Kと言われる、きつい・汚い・危険という職場環境をいかに良くするかといったことで、まず技能と経験にふさわしい給与の実現ということで労務単価の引上げですとかダンピング対策。また長時間労働の是正ということで週休2日の促進。また生産性を向上するといったところで、ICTを活用した施工に取り組むなどを行っております。

また、人材育成の面では、入職後のキャリアアップ、またそれを継続的にやっていただくリカレント教育としまして、技能技術力の向上を図る若年者技能競技大会の支援ですとか、資格取得。例えば、一級土木施工管理技士の資格取得支援のための講習会ですとか、ICTを使うにしても、その現場を見ていただくなど現場講習会を実施して学習をしていただくそういう育成。

また、担い手確保の面では、これからの次世代を担う子供たちのためにPRしないといけないということで、小学校から建設産業で今使ってる最新機材を見ていただく出前講座、それから高校生、大学生になりますが、建設産業の現場を実際に見学していただいて、場合によっては少し体験していただく。それから子供と一緒に保護者の方も参加される防災フェスタにもブースを出して、建設産業はこういった役割を担っているんだ、重要な役割を担っているんだということを発信し、地域の安心安全を守る役割を持ってやりがいがあるというのを伝えたい。新3K、かっこいい・快適な・希望の持てる建設産業となっていっているというのをPRして、人材確保したいと取り組んでいるところでございます。

庄野委員

おおむね了解いたしました。

新3Kということで、かっこいい・快適・希望の持てるということで、どの産業もそうですが、若い方々が参入してきて、そこが持続可能性のある産業というようなことにならないといけないと思います。

どこの業界も人材の不足が言われておりますが、特に建設の産業は今も言われたように団塊の世代の方々を中心に高齢化してきております。その方々が離職されるときに戦力として足りなくなるようなことが理論上言われておるようなのでできるだけ参入する。参入するためには先ほど、設計労務単価のことも言われましたが、建設産業は小さい所から大きな所までありますが、重層下請と言いますか、下請の環境の中で中間的な搾取と言うたらいけません、中抜きとよく言われますが、一番現場で働いておられる方々、若い方々、本当に炎天下や寒い中、良いお仕事されています。そういう方々にきちんと公の例えば県庁とかが発注する工事であれば、そういう方々に設計労務単価に見合う労働賃金が支払えるかどうかということも非常に重要なポイントであります。

私も公契約条例といったことも今までも何度も言ってきましたが、県庁内で例えば建設工事を発注したときに、それがうまく下請の方まで賃金が支払われているかどうかということをチェックするような仕組みも作られていると聞きますので、そこらにつきまして現

場で働いておられる方々にきちんとした賃金が支払われるような状況についても、監視体制の強化みたいなものを続けていっていただきたいと思います。休みももちろん大事ですが、やはり賃金というのは若い方々にとっても、これはいの一番の部分でありますので、待遇面の中でもどのぐらいの賃金を頂けるのかということ。

それからあと職場の中の労働環境も大事ですが、そういう賃金体系も現場で一生懸命、汗を流して働いておられる方々に適正な賃金が支払われるような監視体制と言いますか、仕組みがどのような現状で、今後どうされていこうとしているのかお聞きしたいと思えます。

徳永建設管理課長

建設産業の労働者への支払がどうなっているのか、その監視体制がどうなっているのかという御質問です。

労働者の方に幾ら払われているかというのは、それぞれ個人の技能経験で違うと思えますので、そこはなかなかチェックはできないのですが、県としては発注工事を適正な価格で入札をしていただいて、それをさせていただくということで、まずダンピング対策といったことで取り組んでいるところで、まず元請にちゃんとした金額で取っていただくということをやっております。

下請企業等の取引条件とか、下請企業に対する支払についても非常に重要だと考えておりまして、下請中小企業振興法などに基づいて、きちんと支払いするようにといった取組をやっているところです。

庄野委員

歯切れの悪い回答であったように思いますが、前に、ここの工事現場の設計労務単価は幾らですよということを張り出したり、自分たちの給料が現場の作業している方々に分かるようなことを現場ごとに張り出しますとか、そういうことを言われたようなことがあったのですが、要するに下請や孫請けなどいろいろ入っているうちに、労働者に本当にその工賃に見合っただけの労務の単価額が支払っているのかどうかということを定期的に、あなたは幾ら賃金をもらっていますかとか、そういう調査しているはずなんですよ。

調査してできていない所にペナルティがあると前にそんな話を質問したときにお聞きしたことあるのですが、今は労働者の支払われるべき賃金を削って、業者が支払うべき賃金を支払わずにためておくということがあってはいけないので、そんなことの対策はどうですかということですが、そのチェックはどうなっていますか。

徳永建設管理課長

労働者の賃金の支払の状況ということでございます。

設計労務単価を決める際に、当然各事業所の賃金がどうなっているか調べて、労務単価を決めるといった調査をやっております。

また、下請企業への支払状況については営業所の立入調査の際に下請の契約状況も調べております。

それと労務単価で現場においてその適正な賃金の確保ですが、社会保険の加入なんかを

徹底するのにポスター掲示をやって、建設労働者にその現場は適正な賃金を払っていますよ、社会保険も入っていますよといった取組をやっているところです。

当然、元請に対しては、不当な賃金を減額するようなことはあってはならないということで、特に低入札の工事についてはそういうチェックをして、指導する取組をやっています。

庄野委員

大体分かりました。

要するに若い方々が参入してくるとというのは、物を作る、道とかいろいろなものを作ったりするというのは、非常にやりがいのある仕事だと思います。そこに参入して継続するためには、厳しい現場ですからある程度きちんとした賃金が支払われないといけない。公共の工事を発注するにしても、いいものが建つ、これももちろんですが、いいものが建つと同時に、そこに参入してきているいろいろな業界も潤う。そこでいろいろな仕事をしている方々に賃金が入って、その方々が可処分所得が増えて物を買う、そういう内需拡大の効果もあるわけなんです。公共工事を発注するということは、そこまで幅広い方々に影響があって、生活している労働者の方々にまで影響があるという意味合いを持ちながら発注していただきたい。そのためには、自分たちが発注した工事が的確に行われて、それに携わった従業員の方々も幸せに暮らしていけるかどうかということまでの配慮を是非お願いしておきたいと思います。

それと、次にこれもずっと私も言っていますが、南海トラフの地震などで一番県民の命を助けるというので木造住宅の耐震化というの也被言われています。

今年度から110万円に限度額の補助率をアップして始めまして、私もいろいろな会でことあるたびにこのことを言っているのですが実績を教えてください。

森住宅課長

木造住宅の耐震化の実績の御質問がございました。

県では南海トラフ巨大地震や中央構造線・活断層帯地震に備えまして、木造住宅の耐震化を最優先の課題として、木造の耐震診断や耐震改修の促進に取り組んでいるところでございます。

ただいまの実績として耐震改修の11月末の進捗状況でございます。耐震診断につきましては850戸でございまして、昨年度の実績の853戸に対しましてほぼ100%。それから補強計画につきましては325戸で、昨年度の実績の252戸に対しまして126%の状況でございます。また耐震改修につきましては、440戸のお申込みがございまして、既に昨年度の実績の395戸に対しまして111%と上回っている状況でございます。

庄野委員

耐震改修も前年度と見比べて11月の段階で440戸ということで111%。かなりの方が耐震改修を始めているということで、これにつきましては評価できると思います。しかし、まだまだこれでは戸数的には倒壊家屋をゼロにするというまでにはなかなかいかないと思います。予算面もございまして、今まで80万円だったのが110万円ということで大幅にアッ

プして始めた事業ですので、予算が全部消化できるぐらい、まだ残り12月、1月、2月、3月とありますので是非頑張って、耐震改修を進めていただきたいと思います。

これにつきましては、耐震改修に持っていくまでのいろいろなアドバイスなどをされるプロフェッショナルな方も養成されておると聞いておりますので、そんな方々と更に一步踏み込むためにはどうしたらいいのかということも是非相談いただきながら、この改修を進めていただけたらということをお願いいたします。

長尾委員

土木委員会を振り返ってみますと、三木申三知事の架橋新時代3,000日の徳島戦略という、明石海峡大橋の開通に向けて、県の土木部は一生懸命やってきた。そして明石海峡大橋ができて、阪神大震災があって、それ以前は耐震だとか地震なんてことは言われなかったのだが、阪神大震災以降、県政に地震対策みたいなものができ、かつ東日本大震災で津波という近年にない大災害があって、以来毎日のようにニュースでは全国どこかで大小の地震が起きて、本県においても大阪北部の震災で久しぶりに緊張感が走るようなことが起きた。今もなおどこかで、地震が起きているそういう時代でありまして、昨日も危機管理部では死者をゼロにするという南海トラフによる巨大地震、そこに国の緊急の臨時情報の流し方、半割れとか一部割れとかゆっくりすべりとか聞き慣れないことが議論されてる中であって、今は想定外のことが起きてても不思議ではない状況であります。

そういう中で、本県の強靱化地域計画というのも作って、この平成30年度が一つの節目で、まだ次の5年という単位でしょうが、今日のこの計画、全部をやるということは本当に大変なことだと思います。一つ一つが大事なことでありますが、その中で、命の道というのは、一般的には高速道路のことを言われてますが、しかしいざ災害が起きたときに、何ととっても大事なのは緊急輸送道路、道路がきちんと緊急車、救急車そういったものが走れるかどうかということが非常に大事なことでありまして、そういう意味で、現時点での緊急輸送道路、1次、2次、3次とありますが、その道路橋の耐震化、目標に対して耐震化率がどうなっているのかまず報告願いたいと思います。

森野強靱化・安全対策担当室長

緊急輸送道路上の橋りょうの耐震化について御質問いただきました。

徳島県では、災害時の人命の救助や生活物資、資機材の広域的な救急搬送を行うために緊急輸送道路を指定しておりまして、その中で、橋りょうをピックアップいたしまして、耐震化を進めてきております。

緊急輸送道路の対策を要する橋りょうといたしましては384橋ございまして、平成29年度末までに379橋、99%の対策を終えているところでございます。残る5橋についても、順次対策を実施しているところでございます。

長尾委員

99%できているということで、ほぼ100%近いかたちでできている。素晴らしいことだと思いますが、その緊急輸送道路の中で、報告があったのは道路橋だと思いますが、車で走ると下側にある道路橋。案内見落としがちなのは、私は歩道橋ではないかと思いますが、

歩道橋はその耐震化の中に含まれておりますか。

森野強靱化・安全対策担当室長

今申し上げました数字は、緊急輸送道路上というのは走行する部分でございまして、歩道橋については含んでおりません。

長尾委員

これは先ほども申し上げましたように、想定外といったことを考えますと、この歩道橋がもし落下をした、歩道橋というのは歩道部、横の通路あとは階段の部分、あと支柱が主な所でございますが、その歩道橋がもし落ちたら、もちろん道路橋と比べれば道路橋は車が走りますから、ある意味大きい橋、規模も大きい。歩道橋というのは人が渡る橋でありますからそんなに大きな構造物ではない。もちろん落下したとしても道路橋が落ちたときと比べて、その復旧復興というのは早いとは思いますが、しかしながらやはり時間が掛かることは同じでありまして、特に緊急を要する車が通る時間というのがやはり支障になるといったことを考えると、この歩道橋の耐震化も大事になってくると思うわけでありまして、そこで国道は別にして県道に今、歩道橋は何橋あるか教えていただきたい。

森野強靱化・安全対策担当室長

歩道橋の数について御質問いただきました。

徳島県が管理する横断歩道橋につきましては県内で45橋ございます。

長尾委員

今45橋のうち緊急輸送道路の1次、2次、3次に対応する歩道橋は幾つでしょう。

森野強靱化・安全対策担当室長

緊急輸送道路上には29橋の横断歩道橋がございまして、1次が5橋、2次が21橋、3次が3橋となっております。

長尾委員

この横断歩道橋については、耐震化はやっていないということではありますが、これについて以前にお聞きをすると、5年に1回目視でやっておるということは聞いたことがありますけど、その耐震化というのは必要ないんでしょうか。

森野強靱化・安全対策担当室長

横断歩道橋につきまして、耐震化は必要ないかという御質問でございます。

横断歩道橋につきましては、長尾委員からも御説明がございましたように道路をまたぐ部分、跨道部と、歩道上に降りる階段部に分かれておりまして、阪神淡路大震災におきましても跨道部と階段部との接合部の損傷というのは報告されておりますが、地震による致命的な損傷の発生はなかったと認識しております。これは通常の橋りょうと比べまして、橋桁が軽量であること、橋脚が鋼管でできておりまして非常に粘り強いということ、橋桁

と橋脚が載せているだけではなくて、連結板、ボルトなど何らかの形で定着されていることによるものと考えております。このことによりまして、本県におきましては、耐震化といえば被災時の復旧に日時を要する橋りょうについて対策を優先しているという状況でございます。

長尾委員

確かに今御答弁があったとおりでとは思いますが、しかしこの落下の危険性ということについては、この歩道橋も幾つかの種類があって、連結部分がお聞きすると昭和60年代以前に建設された横断歩道橋。大概横断歩道なんてのは小学校の近くにあるのだが、今でも忘れないが横断橋に、あなたのための歩道橋って書いてあったけど、あれは車のための歩道橋だと思って。その横断歩道橋は小学校の統廃合とかで今や使ってない横断歩道橋もあったり、随分時代がたっている歩道橋もあります。その当時の横断歩道橋はフックのみで連結して、フックの構造というのは鉛直方向の揺れで浮き上がり、水平方向の揺れで外れて落下する危険がある。そこはきちんとフックだけではなく、連結の方法としては落橋防止構造のある横断歩道橋なのか、上下部工が剛結されてるか、一般的な支承構造なのかという三つのタイプが横断歩道橋にもある。だからそういったことを考えると、阪神大震災では、幸い横断歩道橋が落ちなかったということかもしれないが、あれから時間もたっているしそういう意味からすると、横断歩道橋については私はもう1回総点検をする、ないしは本当に必要ないものならば、これは外したほうがいいのではないかという気はする。本当に必要なものはフックだけだったらより剛構造とか連結をきちんとして安心していけるような、そしていざというときに緊急輸送道路1次、2次、3次といったものが確保できるようにしておくことが、私は今回のこの県土整備部の施策の基本方針の中に表記はされないが、そういったことも含めて私はやっておくべきだとこのように思いますがどうでしょうか。

森野強靱化・安全対策担当室長

今御指摘を頂きましたが、緊急輸送道路におきましては、大規模災害発生時の通行の確保というものは重要な課題であるということで考えております。

そのことから、先ほども申しましたが緊急輸送道路の橋りょうを最優先に耐震化を進め、その後、生命線道路、孤立するような所の道路また津波避難に資する道路などでも耐震化を今進めているところでございます。しかし長尾委員お話のとおり大規模発生時の横断歩道橋の実際の被害について、阪神淡路大震災というお話をさせていただきましたが、近年熊本地震など新たな地震も起こっておりますので、その当たりの情報について最新の被害状況など横断歩道橋に特化して調査を進めてみたいと考えております。

長尾委員

是非この際に、県も平成31年度に向けた県土整備部の安全安心・強靱化というところにおいてしっかり調査をして、やはり県民の皆さんが安心していけるように歩道橋の総点検をですね、是非お願いしたいと思う。これちょっと改めて誰か。

谷本県土整備部次長

横断歩道橋が地震が起こって被災し、通行止めになって緊急輸送道路が機能しないということに対して調査をできないかとの御意見を頂きました。

県土整備部としましては、来年度、強靱化に向かいますので、今年度歩道橋が5年に1度の点検が終わりますので、そういう視点でまた調査させていただきたいと思っております。

長尾委員

是非調査をよろしくお願ひしたいと思っております。

次に、今日午前中の議論を聞いておりました、災害が起きると復旧復興の際に大事なものは地籍調査ということが大事だということは、東日本大震災で改めて知らされたことですが、その際には土地家屋調査士の協力というのが大事だと。県内でもこの地籍調査が100%の市町村とゼロなんていう所もあるわけで、その差は県外でもそうですが、この土地家屋調査士の皆さん方の御協力を得て進んでいるというお話を聞いているところでございますし、またいろいろな道路等の用地調査についても、この土地家屋調査士というのは大事な存在であるとおのうに認識しております。

そこで、用地対策課長にお聞きをしたいのですが、今、県が発注する調査、これを受ける団体が四つあって、一つは公益社団法人、この構成人員は94名。一般社団法人があつてこれが7名、もう一つの一般社団法人が同じく7名、もう一つの一般社団法人が4名。この94名の公益社団法人、あと三つの社団法人は7名、7名、4名になつてまして、この土地家屋調査士の中でも、用地対策課としては、この公益社団法人と一般社団法人の違いは何か。どのように公益社団法人を見ているのか。つまり公益社団法人が必要なのかどうかということをお答えて。

飯田用地対策課長

土地家屋調査士協会の公益社団法人、一般社団法人についての御質問を頂きました。

長尾委員がお話をしていただきましたとおり、現在団体が四つありまして、一つが公益社団法人、三つが一般社団法人でございます。

公益社団法人につきましては、徳島県が公益認定している団体でございます。この公益認定を受けている法人につきましては官公庁発注の業務発注に対する対応のほか、公益事業といたしまして、一般県民を対象とした無料相談会や高校の出前授業、地方公共団体等の職員を対象としました講習会での講習委託など公益事業も行つていただいております。

長尾委員

それはそうなんだが、要は今、徳島県の公益社団法人が94名であるが、あとは一般社団法人で7名、7名、4名と三つある。この中で、公益社団法人があつたほうがいいのか、なくなつてもいいのかそれは。

飯田用地対策課長

今、お話ししたとおり公益認定しているということで、その要件を具備している団体と

ということで、公益法人として認定しているということでございます。

長尾委員

つまり、あったほうがいいという理解だね。そこで、ここへの県の用地調査委託が平成29年から一般競争入札になっている。ここに公益社団法人も一般社団法人も同じで、つまりその構成人数に関係なく単純に4団体で一般競争入札をしている。その結果どうなっているかという、平成29年5月29日から平成30年12月21日まで、この間の県の発注をこの四つの団体が受けた件数を申し上げると、94名いる公益社団法人、これが10件。7名いる一般社団法人が12件、同じく7名の一般の社団法人が10件、そして4名の一般社団法人が3件。金額で言うと、これは正確かどうかわからないが、94名の10件は2,200万円ぐらい、7名の12件は2,500万円ぐらい、同じく7名の10件が3,300万円ぐらい、4名の3件で364万円、こういう発注の結果になっておる。この結果を見て、普通はいかがなものかと思うのが普通の感覚だと思う。いざ災害が起きて、今回でも西日本豪雨が起きて、県内でもコンサルタントがなかなか三好市のほうに行くのが大変だと。実際に愛媛県でも多分岡山県でも広島県でもどこでもそうだが、一挙に来るとそれをちゃんと処理できる能力があるかどうかということなんですね、そんなことが問題になってくる。そういう長い経験を踏まえて、例えば土木の分野であれば格付というのがある。この格付というのは何のために格付しているのか教えてください。

徳永建設管理課長

建設業の格付について質問いただきました。

建設業者の格付につきましては、建設業を行う上で請負業者を公正かつ適正に選定するために実施しているものでございます。

長尾委員

正にそのとおりで、いわゆるAランク、Bランク、Cランクというものがあって、その大きな規模の事業を小さな会社で果たしてできるのか。そこで技術者の数があるのかないのか、そういうことによってランク付けをして、適正な発注、無理のない発注といったことが、ある意味格付はやってるわけじゃないですか。それを今の説明した94名の公益社団法人と4名の一般社団法人が、同じ一般競争入札で4団体がやって平均に4分の1取ったとしてそこに過剰にいったら、果たしてこの4名の所でできるのかといったようなことも考えられるわけであります。

私は一般競争入札にしたことは決して間違いではないと思うが、ただ要は土木の分野などは長い歴史があって格付という様々な苦勞し研究してやってきたが、まだこの土地家屋調査士、司法書士や行政書士とかこういう分野においては、まだそんなに歴史もないしある意味今まで問題なくやってこられたかもしれないが、本当にこの災害とか復旧復興だとかの中において、例えば全県的なこととかに対して果たして単純に一般競争入札で対応できるのかどうかといったことを考えたときに、この一般競争入札が是としてもこの土木という格付や何らかの工夫を私はする必要があると思うのですがどうでしょうか。

飯田用地対策課長

ただいまの御質問でございますが、まず土地家屋調査士への業務委託につきましては、用地取得業務におきまして広範な地図訂正を要する場合につきましては、県の職員が取扱いには難易度の高いというもので、土地家屋調査士に業務を委託しております。具体的には、設計金額が100万円未満のものにつきましては土地家屋調査士若しくは土地家屋調査士法人を対象に指名競争入札を行っております。ただし、設計金額が30万円未満のものにつきましては相見積りによる随意契約ということになります。また、設計金額が100万円以上の業務につきましては複数の調査士を社員とする公共嘱託登記土地家屋調査士協会に委託しております。

先ほどから長尾委員が言っていたように現在4団体ありまして、4団体の指名競争入札となっております。なお、所属する土地家屋調査士の人数で受注の上限を決めておりまして、上限は地図訂正のような場合は、土地家屋調査士の人数掛ける130万円で、仮に3人の土地家屋調査士の団体でしたら、3人掛ける130万円で受注できる金額は390万円を上限としております。

長尾委員

そういう工夫もあるかもしれないが、基本的には客観的に見て厳しい。人数が94名いる団体と4名いる団体だとこれ同じ競争入札して、過剰に4名が受けたらどうなるのかということもある。そこでこれは私の提案だが、一つは土木でもやってるが、四つの団体の過去の実績や技術者数に応じてランク分けというの必要なのではないか。

もう一つは、参加条件の地域性も必要なのではないか。特に地籍調査なんてのは市町村のことになるかもしれないが、その地域のことをよく知ってる土地家屋調査士が間に入ることによって進むという問題もよく聞くわけで、そこはやはり地域性というものもその団体の能力というかそれが実績みたいなものも考慮する必要があるのではないか。

もう一つは、団体の規模による現場管理人というか技術者の人数のそういったことも考慮する必要があるのではないか。言ってみればそういう格付、単純に土木のような格付にはいかないかもしれないが、少なくとも何かやらないと結果的に言えば公共嘱託登記土地家屋調査士の皆さんはあほらしくてやっとならないと、だったらもう公共嘱託登記土地家屋調査士協会なんか解散して全部一般社団法人にして、みんな利益だけといたら何かあったとき県からの分に誰も応じない。面倒くさい、書類もいろいろ言われるそんなことも考えれば、最初必要だという御答弁があったが、ならばそういったことに対する配慮というかももう少し入札の在り方を検討すべきだとこのように思うが、課長の答弁は決まってるから上司の誰か答えて。

飯田用地対策課長

長尾委員の御提案を頂きましたので、他県の状況を研究してまいりたいと考えております。

長尾委員

分かりました。聞くところによると四国4県でいうと、香川県と高知県は問題はない。

愛媛県が一部、公共嘱託登記土地家屋調査士協会と別のものがあるが、そこは特に応じないと聞いているので、今問題があるのは四国では徳島県だけがある意味そういう状況になっている。難しい問題ではあるかもしれないが、南海トラフ巨大地震といったことも迎え撃つ体制のことを考えれば、やはりこういったことも気配りをしておく必要があるかと思えますので、是非この点、他県の調査をして2月議会ぐらいに用地対策課としての見解について御報告をお願いしたいと思えますがよろしいでしょうか。

飯田用地対策課長

調査結果を報告させていただきます。

長尾委員

最後ですが、これは住宅課にお聞きをしますが、先日、社会福祉法人の経営者の方からお伺いした話であります。今、サービス付き高齢者向け住宅、サ高住についてお話がありまして、現在県内には72施設、2,131戸のサービス付き高齢者向け住宅がある。また、工事中が4施設178戸あるということのようなのですが、このサービス付き高齢者向け住宅の中で、社会福祉法人の運営がほとんどないということなんですね。それはなぜなのでしょうかとのお問合せがある。これは住宅課として、何かそういう社会福祉法人にはやらせない、許可を出さないみたいなことがあるのかどうかをお聞きをしたいと思います。

森住宅課長

長尾委員から、サービス付き高齢者向け住宅の社会福祉法人が少ないのはなぜかという御質問でございます。

これにつきましては、本県のサービス付き高齢者向け住宅の登録件数なんです。現在の数につきましては77棟2,314戸が登録になってございます。その内、法人種別でみまして一番多いのが医療法人で45%、次に多いのが株式会社等の事業者によりまして約33%で、残り社会福祉法人につきましては1社で1.3%という状況でございます。

全国的に見ますと、一般社団法人の高齢者向け住宅の協会の調査ではございますが、株式会社が約60%、医療法人が約13%、あと社会福祉法人につきましては8.8%ということでございます。割合的にみても社会福祉法人は少ないのかなというところで、飽くまでこの数字を見ての分析なんです。株式会社等の住宅事業者につきましてはサービス付きの高齢者住宅への転換しやすい状況だったということで参入しやすいということで数が増えているのだと思います。国土交通省の住宅局から平成30年1月にまとめた資料の中の現状と課題につきましては、介護度の高い入居者という方が多くて、更に入居者の要介護度とか認知症の進行した際に、適切な医療や介護サービスの提供が必要であるということから、医療法人がこういった部分については結びつきが多いということで医療法人も多いのではないかとございまして。こういうことから、社会福祉法人を県で受け入れないという状況ではないので、それにつきましては御理解いただけたらと思います。

長尾委員

今の御答弁では、全国の数字と比べると徳島県は低いけれど決して規制しているとかそ

ういうわけではないということですね、分かりました。私もこんなことはないだろうとは思いつながら聞いてはおったのだが、しかしそういう要請とか要望があれば、とにかくきちんと対応してあげてもらいたい。しかしそういうことを聞いてくるということは、そういう説みたいなものがあるから聞いてきたわけだと思うので、是非そんなことありませんよということを確認に申請のときに言ってあげることが大事だと思いますよ。その点今後よろしくお願ひしたいと思います。

須見委員長

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

県土整備部関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、県土整備部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号、議案第2号、議案第11号、議案第12号

以上で、県土整備部関係の審査を終わります。

次に、お諮りいたします。

委員長報告の文案はいかがいたしましょうか。

（「正副委員長一任」と言う者あり）

それでは、そのようにいたします。

次に、当委員会の閉会中継続調査事件についてお諮りいたします。

お手元に御配付の議事次第に記載の事件については、閉会中に調査することとし、その旨、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

これをもって、県土整備委員会を閉会いたします。（14時01分）